

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和5年 11 月 16 日開催 資金移動業者〕

## 1. 金融行政方針について

- 8月末に、本事務年度の金融行政方針を公表した。今年の大きな柱の1つとして、デジタル社会の実現など、様々な社会課題の解決と経済成長の両立を目指し、引き続き、金融面での環境整備を行う方針である。
- 特に、金融サービスのデジタル化の推進を通じて、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、特色ある機能を発揮することで、個人や企業の利便性向上に繋がるよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していきたいと考えている。
- 各事業者におかれては、本年4月に制度施行されたペイロールをはじめとし、実際にキャッシュレス決済の浸透が一段と見込まれる中、国民生活のインフラとなりつつある決済サービスの担い手として、経済・社会の構築に貢献いただくことを期待している。
- 当局としても、引き続き、環境変化のスピードが速い資金移動業者のニーズを的確に把握し、取り組むべき課題の特定とその解決を図れるよう、深度ある対話を中心にモニタリングを継続してまいりたい。
- 最後に、事業基盤の中核にあるITシステムに関し、最近、広範囲、長時間のシステム障害が発生し、利用者に大きな影響を与えた事例が見られている。こうしたシステム障害については、障害を想定した代替手段の確保・早期普及や影響範囲の軽減を担保するための対策等を講じることが重要と考える。
- 資金移動業者が提供する決済・送金機能は、利用者からの安定したサービス提供・システム稼働への期待が特に高い領域であると思料。円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から、経営陣主導の下で、自社のシステムの更改や新サービス開始時の移行に向けたプロセス、障害発生時の内外の関係者間の連絡体制を含む復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応について今一度確認いただきたい。

## 2. 24年3月末までのマネロン等リスク管理態勢整備について

- 各社の進捗状況を確認すべく、先日、半期フォローアップアンケートを发出したところ。回答へのご協力をお願いしたい。
- 経営陣におかれては、当該アンケートも活用しつつ自社の態勢整備の現状を把握のうえ、今後の作業ボリュームに合わせた必要な人材の配置や、対応スケジュールの策定および確実な実行など、適切な対応をお願いしたい。
- 当庁としては、今後も協会と連携し、各社の取組状況を適時に把握しつつ、ニーズに沿った勉強会を開催するなど、きめ細かい支援を行っていく。

## 3. マネロンレポートの公表について

- 2022 事務年度版の「マネーローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関等の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。今後、新たなレポートを公表する際には、金融機関等の態勢整備に有用な事例を引き続き反映することを考えている。
- 各社におかれては、本レポートも参考に、自らのマネロン等リスク管理態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

### ※レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

#### 4. マネロン対策等に係る広報について

- 当庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、当庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

#### 5. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み状況について

（演習について）

- 近年のサイバー攻撃が一層高度化・複雑化する中、あらゆるサイバー攻撃を速やかに捕捉して防御することには限界があり、防御に加えて、攻撃を受けた後のサービス継続や顧客対応、復旧対応なども含め、より広い視野でのインシデント対応が非常に重要である。
- 金融庁では、金融業界全体のインシデント対応能力の底上げを図るため、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）を2016年度より毎年開催しており、本年10月に第8回目を開催したところ。
- 今後、演習結果について分析を行った上で、演習参加金融機関に対して評価結果を還元し、さらに業界全体に対しても共通課題・良好事例などを還元する予定。インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について、確認いただきたい。

#### 6. フィッシング対策の強化について

- 昨今、フィッシングによるものと見られる不正送金被害が多発している。当庁及び警察庁より8月8日に注意喚起を公表した時点では、令和5年上半期におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバン

キングにおける預金の不正送金の被害件数は過去最多の2,322件、被害総額も約30億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況であった。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」  
(<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html>)

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

## 7. 経済安全保障推進法の施行について

- 2022年5月、第208回通常国会にて経済安全保障推進法<sup>※1</sup>が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置された。
- 同制度において、金融を含む基幹インフラ事業者は、①他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合、②他の事業者にて特定重要設備の重要維持管理等の委託を行う場合は、導入等計画書の届出が必要となり、事業所管大臣による事前審査が求められる。

※1 経済安全保障推進法について

- ・ 法の4本柱「①サプライチェーン、②基幹インフラ、③官民技術協力、④特許非公開」のうち、金融関連の②基幹インフラ部分の制度開始は2024年春頃の見込み。
- ・ 施行期日（10月24日閣議決定、10月27日公布）
  - 11月1日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第1条第3号関係）  
※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から6月間の経過措置期間あり
  - 11月17日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う場合の届出に関わる規定（法附則第1条第4号関係）
- ・ 金融分野における対象事業  
銀行業、資金移動業、保険業、取引所金融商品市場の開設、金融商品債務引受業、第一種金融商品取引業、信託業、資金清算業、第三者型前払式支払手段の発行の業務、預金保険、振替業、電子債権記録業

- 同制度の規制対象である特定社会基盤事業者は、指定基準等を定める省令※<sup>2</sup>に基づき指定されることになるが、指定される見込みの事業者については、既に公表されているところ。一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

※2 指定基準について

資金移動業	資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの
	・利用者数：1000 万人以上 かつ
	・年間取扱額：4,000 億円以上
第三者型前払式 支払手段	第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業を行う者のうち 次の基準に該当するもの
	・年間発行額：1 兆円以上 かつ
	・その発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる 加盟店の数が1 万店以上

- 同制度の運用開始は、来年春頃の予定であるが、金融庁を含む関係省庁は、「相談窓口」を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始前後に特定重要設備の導入等を予定されている事業者においては、積極的にご活用いただききたい。
- 今後、特定重要設備の導入の届出事項等を定める主務省令の公布のほか、同制度の理解を促進し、円滑な運用開始に資するべく、金融分野におけるQ&Aの公表も予定している。Q&Aについては、相談窓口に寄せられた共通する課題等も踏まえて、随時改訂していく予定である。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

**8. デジタル原則への対応（書面揭示規制の見直し）について**

- 2021 年 12 月、デジタル臨時行政調査会において、「構造改革のためのデジタル原則」が策定され、「デジタル原則」の1つとして「デジタル完結・自動化原則」※が掲げられた。

※書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること

- 2022年6月には、同調査会にて「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が取りまとめられ、本プランに基づき、書面掲示規制や往訪問覧・縦覧規制など、代表的なアナログ規制を規定している法令等の見直しを行ってきたところ。
- 資金移動業者に関する規定については、
  - ① 書面掲示規制の見直しとして、現行、営業所での掲示が原則となっている手続きについて、インターネットによる掲示を追加で行うことを義務付けるとともに、
  - ② 業界要望への対応として、資金移動業者が利用者に交付する受取証書について、原則書面交付から、原則デジタル交付とすることを盛り込んだ内閣府令の改正を予定している（来年4月施行）。
- 引き続き、協会の皆様のご意見をお伺いしながら、施行に向けて準備を進めさせていただきたい。

## 9. 2023事務年度における資金移動業者に対するモニタリングについて

（2022事務年度のモニタリングを通じて把握した主な課題について）

- 昨事務年度のモニタリングを通じて感じた課題事項として、不正利用防止対策の強化をお願いしたい。
- 日本資金決済業協会で四半期毎の不正利用の発生状況等の取りまとめ結果を公表いただいているが、昨年度の不正利用取引は発生件数・金額ともに増加傾向にある。また個別事業者のモニタリングの中でも、不正取引の検知シナリオが限定的で適切なシナリオ策定が行われていない、顧客の通常取引ぶりが把握されていない等、不正利用防止に向けた取組が不十分な事例が確認されたところ。
- 不正利用防止対策の徹底は、利用者の資産を守り、決済システム全体への信頼性を維持する観点で重要。また金融サービス全体において不正利用が増加傾向にある中であって、態勢が脆弱な先ほど狙われ、対策が遅いほど顧客被害が拡大する傾向にある。各事業者においては、しっかりとした対策が取られているか今一度確認いただき、さらなる対策強化に取り組んでいただきたい。

(第一種資金移動業者について)

- 第一種資金移動業について、本年第一号案件を含む登録・認可を行ったところ。第一種資金移動業者については、高額の為替取引を扱うという業務の特性上、主にシステムリスク管理、セキュリティ対策、マネロン対策、滞留資金の管理等の観点で、他の種別の資金移動業者と比較して充実した態勢整備を求めている。
- 引き続き、第一種資金移動業の登録・認可に当たっては、取り扱う業務のリスクに見合ったリスク管理態勢が構築されているかどうか、よく確認させていただくこととなる。参入を希望する事業者には、当庁及び財務局における審査業務への理解と協力をいただきたい。

(資金移動業者の口座への賃金支払いについて)

- 給与のデジタル払いについては、厚生労働省が定める一定の要件を満たす、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払いを可能とするもので、本年4月より制度施行がなされたもの。
- 当庁としても、事業者が十分な利用者保護を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを実現していくことが重要と考えており、引き続き、厚生労働省と連携しながら、本制度の運用に向けた取組を進めていく。
- これまでも各事業者において対応いただいているが、引き続き参入を希望する事業者におかれては、厚生労働省への相談にあわせて、当庁や財務局にも前広にご相談いただくよう、お願いしたい。

( 以 上 )